

○新発田市上水道条例施行規程

平成10年2月10日

水管規程第1号

新発田市上水道条例施行規程（昭和53年新発田市水道局管理規程第1号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、新発田市上水道条例（平成9年新発田市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の構成及び附属用具）

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓・止水栓・給水栓及び水道メーター（以下「メーター」という。）等をもって構成する。

2 給水装置は、止水栓きょう・メーターきょうその他の附属用具を備えなければならない。

（設計の範囲）

第3条 給水装置の設計の範囲は、配水管の取付口から給水栓までとする。ただし、貯水槽を設けるものにあつては、貯水槽への給水口までとする。この場合において、管理者が必要と認めたときは、貯水槽以下の設計図もあわせて提出させることができる。

（平成15水管規程1・一部改正）

（工事の申込み等）

第4条 条例第5条第1項に規定する給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書（別記第1号様式）により、給水装置設計図（別記第1号様式の2及び別記第1号様式の3）を添えて行い、必要に応じて水理計算書等又は道路河川占用等の占用図書を提出するものとする。

2 修繕工事における設計審査及び工事検査は省略することができる。

3 条例第7条第1項に定める指定給水装置工事事業者が修繕工事及び公共工事等に伴う給水管改造を行う場合は、給水設備修繕報告書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

4 使用者又は所有者が、漏水修理工事に伴う減免申請を行う場合は、水道料金の減免申請書（別記第3号様式）及び指定給水装置工事事業者が作成した修繕報告書（別記第3号様式の2）を提出しなければならない。

5 条例第5条第1項に規定する水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、

パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

6 工事の申込みは、指定給水装置工事事業者を経由して行うことができる。

(平成15水管規程1・平成20水管規程1・平成25水管規程11・令和元水管規程3・一部改正)

(給水装置工事の申込みの保留等)

第5条 条例第2条に定める給水区域内であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者は給水装置工事の申込みを保留することができる。

- (1) 需要者に対して、供給できる水量が著しく不足しているとき。
- (2) 申込者の地域に配水管が布設されておらず、この布設計画が後年次であるとき。
- (3) 特殊な地形等のため技術的に給水が著しく困難なとき。
- (4) 申込者が加入金及び手数料の納入を怠っているとき。
- (5) 給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していないとき。
- (6) 給水装置工事申込書の提出書類に不備があったとき。

2 給水装置工事申込者(以下「申込者」という。)は前項各号に該当する場合は、給水装置工事の申込みをする前に設計等について管理者と協議をしなければならない。

(令和元水管規程3・一部改正)

(利害関係人の同意書等の提出)

第6条 条例第5条第2項の規定により、管理者が利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その利害関係人はそれぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 当該給水装置の所有者
- (2) 他人の土地を通過して給水装置を設置するとき 当該土地の所有者
- (3) 前2号に規定する場合のほか特別の事由があるとき 家屋の所有者その他の利害関係人

2 給水装置工事の申込みにおいて民法(明治29年法律第89号)第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、給水装置工事の申込者は、民法第213条の2第3項の規定による通知をした旨の誓約書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

(令和元水管規程3・令和5水管規程5・一部改正)

(申込みの取消し)

第7条 給水装置工事の申込みをした者が、その申込みを取り消す場合は、給水装置工事中止届（別記第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

（令和元水管規程3・一部改正）

（給水装置の使用材料）

第8条 管理者は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、新発田市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

（平成20水管規程1・令和元水管規程3・一部改正）

（給水装置の構造及び材質）

第9条 条例第8条第1項の規定による構造及び材質の指定は、次の基準により行う。この場合において、管理者は指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

- （1）配水管への取付口の位置は、接続部又は他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- （2）配水管の取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- （3）水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれのないものであること。
- （4）凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- （5）当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- （6）産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定による特別な表示が付されたもの
- （7）製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- （8）製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、同項の規定により管理者が指定した材質以外の材料を使用することができる。

3 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することができる。

（平成15水管規程1・平成20水管規程1・令和元水管規程3・一部改正）

（給水管材料の特例）

第10条 配水管等への取付口からメーターまでの部分の給水管については、次の各号の区分に従い、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 水道用ポリエチレン管
- (2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 ダクタイル鋳鉄管又は水道用ポリエチレン管

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

(平成13水管規程2・平成15水管規程1・令和元水管規程3・一部改正)

(給水管の分岐及び口径)

第11条 給水管は、原則として口径350ミリメートル以下の配水管等から分岐するものとし、口径に応じたサドル付分水栓、割T字管、チーズ又はT字管を用いなければならない。

2 給水管の口径は、配水管等の口径より小さい口径とし、管理者が定める配水管等の水圧において計画使用水量を供給できる大きさにしなければならない。ただし、隣接する住宅等において水圧低下等の支障が生じるような口径にしてはならない。

(令和元水管規程3・一部改正)

(給水管埋設の深さ)

第12条 給水管埋設の深さは、道路部分にあつては道路法(昭和27年法律第180号)、道路法施行令(昭和27年政令第479号)及び道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)のほか、「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さについて」(平成11年3月31日付け建設省道政発32号・建設省道国発第5号 建設省道路局路政課長及び国道課長通知)に基づき、道路舗装の厚さに0.3メートルを加えた値(当該管が0.5メートルに満たない場合は、0.6メートル)以下とし、敷地内部分にあつては、0.4メートル以上にしなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(平成13水管規程2・全改、平成25水管規程11・一部改正)

(止水栓等の設置)

第13条 止水栓及び仕切弁は、メーターの上流側に設置し、原則として敷地部分の道路境界線の近くに設けなければならない。ただし、口径50ミリメートル以下の場合は、メーターに直結(メーターきょう内)して設置しなければならない。

2 口径50ミリメートル以下の給水装置工事にあつては、配水管等からの分岐部分及びメ

ーターに直結する止水栓上流側に給水管と同一口径のフレキシブル継手を使用しなければならない。

(令和元水管規程 3・一部改正)

(メーターの設置位置等)

第 14 条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として道路境界線に最も近接した敷地部分で、メーターの検針・点検及び取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれがない位置であること。
- (2) 建物内にやむを得ずメーターを設置する場合は、凍結防止、取替作業スペースの確保、取り付け高さ等について考慮すること。
- (3) 水平に取り付けることができる位置であること。

(貯水槽の設置基準)

第 15 条 水道使用者等は、次の各号に該当する場合は、貯水槽を設置しなければならない。

- (1) 需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合
- (2) 病院などで災害時、事故等による水道の断減水時にも給水の確保が必要な場合
- (3) 建物の階層が多い場合、一時的に多量の水を使用するとき又は使用水量の変動が大ききときなど、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合
- (4) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合
- (5) 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合
- (6) 前各号に規定する場合のほか、管理者が必要と認めた場合

(平成 15 水管規程 1・一部改正)

(貯水槽水道の管理等)

第 15 条の 2 条例第 41 条第 1 項の規定による貯水槽水道の設置者は、新発田市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱(平成 25 年新発田市水道局告示第 9 号)に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

(平成 15 水管規程 1・追加、平成 25 水管規程 11・一部改正)

(貯水槽以下のメーター設置基準)

第 16 条 条例第 16 条第 3 項に規定する貯水槽以下の装置に市のメーターを設置する場合は、共同住宅の設置者又は各居住者から各戸検針及び各戸徴収の要望があったときとし、その基準は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 2 戸以上の住宅専用として構成され、かつ、各戸に専用の給水設備又は給水栓等が

設置されている建築物であること。

- (2) 各戸メーターの検針点検、及び取替作業が容易に行うことができるものであること。
- (3) 管理人等の選任ができ、検針、徴収、給水設備の維持管理等が円滑にできるよう協力体制が整っていること。
- (4) 貯水槽以下装置の工事は、市の指定給水装置工事事業者が施工し、管理者の立ち入り検査等が行えること。
- (5) 貯水槽以下装置の維持管理及び管理責任は、当該装置の所有者若しくは使用者とすること。

(平成15水管規程1・一部改正)

(危険防止の措置)

第17条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、上水道以外の水管(井水等)その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に空気の停滞が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、原則として各階ごとに止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第18条 水路等を横断して給水管を配管するときは、原則として水路等の下に給水装置を設置しなければならない。ただし、やむを得ず水路等の上に設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等による防護措置が講ぜられているものでなければならない。

- 2 地盤沈下、振動等による破壊が生じるおそれがある場合にあつては、伸縮性又は可とう性を有する給水装置を設置しなければならない。
- 3 壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持金具等で固定しなければならない。

- 4 凍結のおそれのある場所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず適切な凍結防止のための措置が講ぜられているものでなければならない。
- 5 酸、アルカリ等によって侵食されるおそれのある場所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置が講ぜられているものでなければならない。
- 6 漏えい電流によって侵食されるおそれのある場所に給水管を配管するときは、電気防食のための措置その他の必要な措置が講ぜられているものでなければならない。

(令和元水管規程 3・一部改正)

(代理人の選定届)

第 19 条 条例第 14 条の規定による給水装置所有者の代理人選定の届出は、給水装置工事申込書（別記第 1 号様式）により行う。

(メーターの保管)

第 20 条 水道使用者等は、メーターの設置場所及びその周辺に、その点検又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

- 2 水道使用者等が、前項の規定に反する行為をしたときは、管理者は、当該物件又は工作物の撤去を命ずることができる。この場合において、水道使用者等がその命令に応じないときは、管理者がこれを撤去し、その費用はメーター保管者の負担とする。

(令和元水管規程 3・一部改正)

(メーターの損害弁償)

第 21 条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又は毀損したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- 2 条例第 17 条第 3 項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(令和元水管規程 3・一部改正)

(給水装置の所有者変更届)

第 22 条 条例第 18 条第 2 項第 2 号に規定する届出は、給水装置変更届（別記第 6 号様式）を提出しなければならない。ただし、特別の事情により従前の所有者の署名が得られない場合は、その所有者変更の事実を証明する書類をもってこれに替えることができる。

(使用水量の端数計算)

第 23 条 定例日に検針した使用水量に、1 立方メートル未満の端数があるときは、これを翌月に繰り越して算入する。ただし、隔月の定例日に検針した使用水量について、2 立方メートル未満の端数まで、次の定例日に繰り越して算入することができる。

(基本料金の徴収)

第24条 メーターが使用水量を示さない場合においても、その給水装置について使用中止又は廃止の届出のないときは基本料金を徴収する。

(過誤納による精算)

第25条 料金を徴収後、その料金の算定に過誤があったときは、翌月分以降の料金において精算することができる。

(共同住宅等の料金)

第26条 共同住宅等（各戸が独立して生活の本拠をおく集団住宅をいう。）において使用する水道について、1個のメーターにより計量する場合の料金は、現に使用している各戸に、それぞれ口径13ミリメートルのメーターが設置されたものとみなし、かつ、各戸の使用水量は、均等とみなして算定することができる。

(使用水量の認定)

第27条 積雪その他の理由によって、定例日にメーターの検針を行わないときの使用水量の認定は、その月の前月の使用水量及び配水量を考慮して算定する。

2 メーターに異状があるとき、又は使用水量が不明のときは、その月の前4ヶ月の使用水量、あるいは前年同期における使用水量、その他の事実を考慮して認定する。

(料金等の減免)

第28条 条例第32条の規定による料金等を減免することができる場合は、次のとおりとする。

種別	減免することができる場合
料金	(1) 給水装置の破損に伴う漏水の場合であって、その箇所が地下埋設部分等、所有者又は使用者が容易に発見することが困難な場合 (2) その他管理者が特に減免する必要があると認めた場合
手数料及び加入金	管理者が特に減免する必要があると認めた場合
工事負担金	(1) 以前に工事負担金を納入し、負担金納入対象地区（以下「対象地区」という。）において給水を受けていた場合 (2) 対象地区の既設給水装置の所有権を譲り受け、当該地区で給水を受ける場合 (3) 私設消火栓を単独に設置する場合 (4) その他、管理者が特に減免する必要があると認めた場合
その他の費用	管理者が特に減免する必要があると認めた場合

(平成20水管規程1・全改)

(水道使用上の注意)

第29条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(施行細目)

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平成20水管規程1・全改)

附 則

- 1 この規程は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の新発田市上水道条例施行規程の規定によりなされた承認、又は届出その他の手続きは、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

前 文 (平成13年水管規程第2号) 抄
平成13年4月1日から実施する。

前 文 (平成15年水管規程第1号) 抄
平成15年4月1日から実施する。

前 文 (平成15年水管規程第4号) 抄
平成17年4月1日から実施する。

前 文 (平成17年水管規程第4号) 抄
平成17年5月1日から実施する。

附 則 (平成20年水管規程第1号)

この規程実施の際、現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

前 文 (平成25年水管規程第11号) 抄
告示の日 (平成25年8月16日) から実施する。

附 則 (令和元年水管規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の新発田市上水道条例施行規程の規定は、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の新発田市上水道条例施行規程別記第3号

様式及び別記第 5 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 2 年水管規程第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の新発田市上水道条例施行規程の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の新発田市上水道条例施行規程別記第 1 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 5 年水管規程第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、改正前の新発田市上水道条例施行規程別記第 1 号様式、別記第 3 号様式、別記第 3 号様式の 2、別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式による用紙については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別記第1号様式(第4条関係)
(宛先)新発田市水道事業
新発田市長

年 月 日

給 水 装 置 工 事 申 込 書

私（申込者）は、新発田市上水道条例を契約の内容とすることに合意し、同条例第5条第1項の規定に基づき次のとおり給水装置工事を申し込みます。

工 種		☐ 新 設 ☐ 改 造 ☐ 修 繕 ☐ 撤 去	給水の用途	☐ 一般用 ☐ 特別用
給水装置場所		新発田市		
申 込 者	フリガナ 住 所	施 工 者	承認 第 号	
			(指定給水装置工事事業者) 住所	
	フリガナ 住 所		氏名	
			(担当主任技術者氏名)	
		フリガナ 住 所	フリガナ 氏 名	
家屋所有者				
土地所有者				
工事申込代理人				
給水管所有者 分 岐 同 意				
土地使用承諾				
使 用 目 的		☐ 一般住宅 ☐ その他()		
設 置 量水器	新 設	口径 mm 個	旧口径 [増、減径] mm 番号()	
	既 設	口径 [改造・修繕・撤去] mm 番号()		
不 用 管		☐ 有 ☐ 無 ☐ 本管上撤去 ☐ その他()		
設計審査手数料		☐ 25mm以下 ☐ 40、50mm ☐ 75mm以上		円
水 道 加 入 金		mm 個		円
		mm 個		円
工 事 負 担 金		口		円
納 入 日				円
承 認 日				

第1号様式の2(第4条関係)

給 水 装 置 設 計 図

(位置図)					
(平面図)					
承認年度		承認番号		指定給水装置工事事業者	

第1号様式の3(第4条関係)

給 水 装 置 設 計 図

(立面图)

公道分（配水本管～量水器）使用材料											
名 称		規格・寸法		数量単位		名 称		規格・寸法		数量単位	

第2号様式(第4条関係)

給水設備修繕工事報告書

年度(月分)

指定給水工事業者

装 置	種 別	件 数	備 考
止 水 栓	本 体 取 替		
	ユ ニ オ ン 不 良		
	パ ッ キ ン 不 良		
	グ ラ ン ド 不 良		
	そ の 他		
	小 計		
止 水 栓 (量 水 器)	本 体 取 替		
	ユ ニ オ ン 不 良		
	パ ッ キ ン 不 良		
	移 設		
	そ の 他		
	小 計		
管 部	外 部 破 損		
	継 手 不 良		
	移 設		
	撤 去		
	そ の 他		
	小 計		
水 栓	水 栓 取 替		
	取 付 不 良		
	ケ レ ッ プ 取 替		
	水 洗 便 所		
	そ の 他		
	小 計		
合 計			
凍 結 故 障	水 栓 故 障		
	管 破 裂		
	凍 結 水 出 ず		
	そ の 他		
	合 計		

◎ この集計表は翌月の10日までに提出すること。

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

水道料金の減免申請書

(宛先)新発田市水道事業

新発田市長

(申請者)住所

氏名

TEL _____

新発田市上水道条例施行規程第4条の規定に基づき、水道料金の減免を申請します。

今後このようなことがないように注意・管理いたします。

※太枠の中は申請者が記入してください。

給 水 場 所	新発田市				
漏水発見年月日	発 見 者	使 用 の 形 態			
年 月 日	検針員・本人 その他()	一般住宅 他()			
料 金 還 付 の 時 刻 の 振 込 口 座	銀行・信用金庫 本店				
	農協・信用組合 支店				
	労働金庫・信漁連(漁協)				
	預金種別	口座番号(右づめで記入)		フリガナ	
1 普通					
2 当座			口座名義人		

※指定給水装置工事事業者記入

修 理 受 付	修 理 完 了	メーター	口 径	番 号	修理完了時の指針
年 月 日	年 月 日		mm		m ³
上記申請者の給水装置を修繕いたしました。 修繕内容につきましては別途、修繕報告書を提出いたします。					
(指定給水装置工事事業者)住所					
氏名					

(局記入欄)	
☐ 減免該当	☐ 減免非該当

第3号様式の2(第4条関係)

年 月 日

修 繕 報 告 書

(宛先)新発田市水道事業
新発田市長

施工者
(指定給水装置工事事業者)
住所

氏名

下記内容の修繕を行いましたので報告します。

修繕箇所	住所 新発田市 氏名				
量水器口径	mm	量水器番号		お客様番号	
修繕年月日	年 月 日				
平面図					
修理箇所立面図					

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）新発田市水道事業
新発田市長

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

給水装置工事の予定場所

誓 約 書

給水装置工事の申込みを行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 他人の土地に給水装置を設置し、又は撤去するに当たり、土地所有者に対し、あらかじめ目的、場所及び方法に関する通知を行いました。また、その土地に別の使用者があるときは、使用者に対しても同様の通知を行いました。
- 2 他人の給水装置（私設管）から分岐し、給水装置を設置するに当たり、給水装置所有者に対し、あらかじめ目的、場所及び方法に関する通知を行いました。
- 3 給水装置工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合は、給水装置工事申込者の責任において解決します。

第 5 号様式(第 7 条関係)

給 水 装 置 工 事 中 止 届

年 月 日

(宛先)新発田市水道事業
新発田市長

住 所
申 込 者
氏 名

下記理由により給水装置工事を中止したいので届け出ます。

記

【工事中止理由】				
指 定 工 事 業 者 名				
給 水 装 置 工 事 場 所				
工 種	1 新 設	2 改 造	3 修 繕	4 撤 去
承 認 年 月 日	年 月 日			
承 認 年 度	年度			
承 認 番 号	承認第 号			
局 納 入 金	加 入 金		工 事 負 担 金	
	1 有 2 無		1 有 2 無	
		円		円

第 6 号様式(第 22 条関係)

給 水 装 置 変 更 届

年 月 日

(宛先)新発田市水道事業
新発田市長

申込者
現住所 _____
氏 名 _____
水道メーターの
設置場所 _____

給水装置(水道メーター)を 所有権移転 しますので届出します。
廃 止

届出者_____

メーター 番 号	口径	指 針	検 定 満 期	取 外 年 月 日	変 更 理 由	備 考
					1 家屋撤去 2 転 居 3 譲 渡 4 そ の 他	

所有権移転のとき記入して下さい。

	新 所 有 者	旧 所 有 者
住 所		
氏 名		
電話番号		

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

（平成 2 0 水管規程 1 ・全改、令和 2 水管規程 1 ・令和 5 水管規程 5 ・一部改正）

第 1 号様式の 2 （第 4 条関係）

（平成 2 0 水管規程 1 ・全改）

第 1 号様式の 3 （第 4 条関係）

（平成 2 0 水管規程 1 ・全改）

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 3 号様式（第 4 条関係）

（平成 2 0 水管規程 1 ・全改、令和元水管規程 3 ・令和 5 水管規程 5 ・一部改正）

第 3 号様式の 2 （第 4 条関係）

（平成 2 0 水管規程 1 ・全改、令和 5 水管規程 5 ・一部改正）

第 4 号様式（第 6 条関係）

（令和 5 水管規程 5 ・全改）

第 5 号様式（第 7 条関係）

（令和元水管規程 3 ・令和 5 水管規程 5 ・一部改正）

第 6 号様式（第 2 2 条関係）

（令和 5 水管規程 5 ・一部改正）